

市町合併へ向けて

Vol.2

[秋田市・河辺町・雄和町]

緑 あ ふ れ る 新 県 都 づ く り



秋田市・河辺町・雄和町合併協議会
平成16年7月

市町合併に向けた取組み

目次

市町合併に向けた取組み	1
市町合併の必要性	2
市町合併により期待される効果	3
1市2町の現況	5
緑あふれる新県都プランの概要	7
地域別振興計画	9
まちづくり計画	11
これまでの取組み	13
住民負担の現況と調整方針	14
合併協議会における決定事項	15



左から大山河辺町長、佐竹秋田市長、伊藤雄和町長

秋田市・河辺町・雄和町では、現在、市町合併に向けた準備を進めています。

平成15年7月には、1市2町の首長や議会議員の代表、学識経験者など総勢29人からなる法定合併協議会を設置しました。協議会の会議は、概ね月1回程度開催し、それぞれの市町で異なる行政制度の調整方針の検討を行うとともに、合併後のまちづくり計画（合併特例法に基づく市町村建設計画）の策定などに取り組んできました。

そして、平成16年6月2日に開催した第12回合併協議会において、すべての合併協定項目（50項目）の内容が決定したところです。

今後は、1市2町それぞれの議会と秋田県議会の議決などを経て、平成17年1月11日には市町合併が実現する予定です。



市町合併シンポジウム（平成15年7月5日）

市町合併の必要性…… 1市2町はこう考えます

1

地方分権の進展

環境変化に対応した行財政基盤の強化

地域で出来ることは地域主体で。今、国から地方自治体に各種の行政権限等に移す地方分権が強力に進められています。これに伴い、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域のみならず、我が国全体の発展をも主体的に担っていくべき時代となっています。

こうしたことを受け、市町村にはさらなる行財政基盤の強化等が必要になっており、ともに都市圏を形成する1市2町においても、市町合併により地方自治を取り巻く環境変化へ適切に対応していくことが必要になっています。

2

生活圏の広域化

広域的行政サービスの提供

人々の生活圏が広がり、市町村の枠を越えて公共サービスを受ける人が増えた結果、病院や図書館、体育施設、道路といった公共施設の利用等に関して、受益と負担の不均衡が生じています。

また一方で、広がった生活圏に即した行政サービスの実施が求められていることなどから、市町合併により、生活圏に対応した行政区域の確立と広域的行政サービスの提供をはかっていくことが必要になっています。

3

1市2町の強い一体性

生活実態に即した自治体形成

1市2町は、既にごみやし尿の処理、消防・救急業務など多くの分野で連携しています。

また、医師会やJAなどの公共的団体が統一的に組織されていることに加え、多くの通勤・通学者や買い物客等が両町から秋田市に流入しているなど、現時点で相当の一体性を有しています。

このように一体化が進んだ状況の中で、自立した住民自治の達成や住民福祉のさらなる向上をはかっていくため、市町合併により住民の生活実態に即した地方自治体を形づくっていくことが必要になっています。

4

少子高齢化と住民ニーズ高度化

行財政運営の効率化と行政経営能力強化

今後、急速な少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口が減少することなどから、右肩上がりの経済成長や税収増は望めない状況となっています。一方で、人々の価値観の多様化等に伴い、より質の高い行政サービスの提供が求められています。

こうしたことから、今後の厳しい財政状況下で、現在の行政水準の維持・向上をはかっていくため、市町合併により行財政運営の一層の効率化とさらなる行政経営能力の強化をはかっていくことが必要になっています。

市町合併により期待される効果



1

地域資源の有効活用

市町合併による行政区域の拡大は、自然・人材・文化などの地域資源が増えることにつながります。

1市2町の合併により、港湾・空港・インターチェンジといった交通結節点、豊かな自然環境、地域に根ざした伝統文化など、それぞれの持つ有形・無形の地域資源を一体的に活用していくことができます。

そして、それぞれの地域資源を十分に連携・活用していくことで、地域の新たな発展可能性が期待できるとともに、交通基盤の整備進展など交通環境が向上する中で、県都・中核市として、さらに強い力で全県域をリードしていくことが可能になります。



2 広域的行政の推進

市町合併による行政区域の拡大は、住民の生活圏域と行政区域の整合をはかり、各種の行政サービスに関する受益と負担の適正化を進めることにつながります。

また、市町合併に伴い、公共施設の相互利用が進むことから、住民サービスの向上と公共施設の有効利用がはかられます。

さらに、住民生活に即した広域的な観点から、一体的行政サービスの供給、より効率的かつ効果的な公共施設整備や土地利用をはかっていくことなどが可能になります。

3 自治能力の向上

市町合併は、管理部門の統合や職員・議員数の削減に加え、類似施設の重複や二重投資の回避等による効率的かつ重点的な公共投資につながるなど、地域全体として、行財政運営の効率化と強固な財政基盤の確立を可能にします。

さらに、専門的かつ高度な知識を有する職員の育成がはかられるなど、政策形成能力の向上が期待できるとともに、ボランティア等多様な市民活動の広域的な調整・支援が行えるなど、地域全体のさらなる自治能力の向上を可能にします。

経費節減効果(合併後11年間の累計)

市長・町長・助役・収入役・教育長

合併前	秋田市.....5人	約10億円の 節減	合併後	5人
	河辺町.....4人			
	雄和町.....4人			
	計 13人			

雄和町は現在収入役を置いていませんが、あくまでも臨時的措置であるため、人数は4人としています。

事務経費

人員削減効果のほかにも、管理的事務の一元化や広報等印刷物の一括作成、施設運営の一元化など、行政規模の経済効果により、多額の事務的経費の節減効果が期待できます。

財政効果(収入の増)

市町合併に伴う主な財政措置

合併直後の臨時的経費への普通交付税措置
合併後5年間で.....約19億円

速やかな一体性確保等に対する特別交付税措置
合併前後4年間で.....約7億円

国・県からの補助金等
合併後5年間で.....約11億円

地方債の特例(合併特例債の活用)
合併後10年間で.....約300億円
(返済額の70%を後年度に普通交付税で補てん)

あわせて
約37億円

議会議員数

合併前	秋田市.....42人	約13億円の 節減	合併後	46人
	河辺町.....18人			
	雄和町.....18人			
	計 78人			

議会議員の定数の取扱い方針については、19ページに記載しています。

農業委員・教育委員等の行政委員会委員

合併前	秋田市.....47人	約2億円の 節減	合併後	47人
	河辺町.....29人			
	雄和町.....28人			
	計 104人			

一般職の職員(普通会計に属する職員)

合併前	秋田市.....2,429人	第3次秋田市行政改革大綱に基づく行政改革の推進と合併に伴う組織再編等を合わせて、合併後11年間で、300人以上の人員削減をめざします。そのうち、合併効果による経費節減額は、約29億円と試算しています。
	河辺町.....114人	
	雄和町.....102人	
	河辺雄和地区消防... 45人	
	一部事務組合	
計 2,690人		

合併前の職員数は、合併をしなかった場合における平成17年4月1日現在の見込数です。

1市2町の現況

秋田市

緑の健康文化都市 秋田市



面積 460.10Km²
 人口 318,046人(平成15年10月1日現在)
 世帯数 126,413世帯(")
 秋田県のほぼ中央に位置する県都・秋田市。県人口の1/4、県内総生産の1/3を占め、北東北の拠点都市となっています。拠点港湾の秋田港や、秋田新幹線「こまち」の発着する秋田駅などがあり、日本海沿岸北部の交通の要所でもあります。

1市2町間での通勤・通学者の割合 (平成12年国勢調査・15歳以上)



河辺町

せせらぎの町 河辺町

面積 301.06Km²
 人口 10,428人(平成15年10月1日現在)
 世帯数 3,119世帯(")
 秋田県の地理的中心に位置する「へその町」。峯谷峡や伏伸(ふのし)の滝に代表されるように、新緑から紅葉、雪景色まで、四季を通し景勝美が楽しめるなど豊かな自然を有します。施設はコフォーレや岩見温泉などがあります。



雄和町

輝く緑と水の里 雄和町

面積 144.51Km²
 人口 7,850人(平成15年10月1日現在)
 世帯数 2,002世帯(")
 緑に恵まれ、町の中央を雄大な雄物川が流れています。世界のダリアが咲き誇る「雄和国際ダリア園」などの観光施設や秋田空港、県立中央公園、県農業試験場などの施設があります。



人口・世帯数は、平成12年10月1日現在で実施された国勢調査結果を基礎に、毎月の住民基本台帳および外国人登録の異動状況をもとに推計したものです。また、住民1人あたりなどの各数字は、平成14年10月1日現在の当該推計人口に基づいて算出しています。

財政状況と職員・議員数

下の表を見ると、河辺町・雄和町は、住民1人あたりにかかる経費が秋田市より多いことがわかります。

小規模自治体は人件費がかかり増しになるなど行政効率が悪く、住民1人あたりの職員数や議員数も秋田市のそれを大きく上回っています。

また、住民1人あたりの地方債現在高は両町が秋田市よりも高くなっていますが、両町は過疎債という後年度に交付税措置のある有利な地方債が使えることなどから、起債制限比率に見られるように、実質的な借金返済の負担は秋田市より小さくなっています。

財政規模の比較(平成14年度普通会計決算)

区分	秋田市	河辺町	雄和町	合計
歳出総額 (住民1人あたり)	1,082億2千万円 (34万円)	54億5千万円 (51万9千円)	48億9千万円 (60万5千円)	1,185億6千万円 (35万2千円)
積立金残高 (住民1人あたり)	173億7千万円 (5万5千円)	9億8千万円 (9万3千円)	12億4千万円 (15万4千円)	195億9千万円 (5万8千円)
地方債現在高 (住民1人あたり)	1,369億6千万円 (43万円)	56億3千万円 (53万6千円)	60億4千万円 (74万7千円)	1,486億3千万円 (44万1千円)
上記のうち交付税措置 分を除く実質現在高 (住民1人あたり)	743億円 (23万3千円)	24億円 (22万8千円)	23億9千万円 (29万5千円)	790億9千万円 (23万5千円)
経常収支比率	81.3%	84.1%	84.4%	——
起債制限比率	11.9%	7.4%	9.8%	——

経常収支比率：収入に対して人件費や公債費(借入金の返済)といった毎年必ず出ていくお金がどのくらいの割合になっているかを示す値。比率が低いほど財政状況がよいことを示します。

逆に比率が高いということは、道路を造ったり建物を建てたりする自由に使えるお金が少ないことを意味します。

起債制限比率：自治体の財政規模に対する借入金返済の負担の度合いを示す値で、総務省が地方債の発行を制限する際の基準になります。

比率が高いほど借入金返済が財政を圧迫していることを意味し、20%を超すと地方債の発行が制限されます。

職員数の比較

区分	秋田市	河辺町	雄和町	合計
一般行政職員数 (住民千人あたり)	1,461人 (4.6人)	121人 (11.5人)	89人 (11.0人)	1,671人 (5.0人)

(H15.4.1現在)

議員数の比較

区分	秋田市	河辺町	雄和町	合計
自治法上の上限	46人	22人	18人	86人
条例議員定数	42人	18人	18人	78人
現行議員数 (住民1万人あたり)	42人 (1.3人)	18人 (17.1人)	18人 (22.3人)	78人 (2.3人)

(H16.1.1現在)

1市2町の強い一体性

ごみ処理

秋田市では、市民のごみを処理する施設を河辺町内に設置しており、両町から出されるごみも、この施設で処理しています。同様に、両町からのし尿と浄化槽汚泥も秋田市で処理しています。



秋田市総合環境センター

農林業

農林業では、1市2町をエリアとする「JA新あきた」や「秋田中央森林組合」といった組織を通じて、同じ枠組みで事業を展開しているほか、行政でも、米・野菜・花き生産や畜産指導など、多くの面で同一事業を実施しています。

保健体制の連携

河辺・雄和両町の医師は秋田市医師会に所属しており、両町での集団検診や予防接種等は、秋田市医師会が受託実施しています。

災害・安全等への対応

秋田空港での飛行機事故や総合環境センターでの災害時に備え、消防救難活動や訓練等を合同実施しています。

また、交通安全確保のため、1市2町による秋田地区交通指導隊連合会を設置し、意見交換や隊員研修等を実施しています。

教科書採択

秋田市と両町の小・中学生は、すべて同じ教科書で勉強しています。これは、1市2町で組織している教科書採択協議会が、各教育委員会に教科書採択についての意見を提言しているためです。

通勤・通学

左ページの図のように、両町の多くの方が秋田市に通勤・通学しています。

買い物は秋田市で

食料品や日用雑貨から電気器具や家具等に至るまで、秋田市で購入する人の割合が高く、両町では、秋田市がすでに生活圏であることがわかります。

	河辺町	雄和町
最寄品(食料品、日用雑貨など)	75.1%	65.7%
買回品(電気器具、家具、洋服など)	94.5%	90.1%

平成13年度消費購買動向調査

秋田市民も...

秋田空港や県立中央公園、ユフォーレなどの利用、太平山ろくでの山菜採りや岩見川での釣りなど、多くの秋田市民も両町を訪れています。

緑あふれる新県都プランの概要

計画の概要

計画の趣旨

この計画は、第5次河辺町総合発展計画と雄和町総合発展計画を継承するとともに、第10次秋田市総合計画を踏まえ、秋田市、河辺町および雄和町の合併後の新たなまちづくりの基本方針とこれに基づく施策等を定めるもので、その実現をはかることにより、1市2町全体の発展と速やかな一体性の確保、そして住民生活のさらなる向上をめざすものです。

計画の構成

この計画は、合併後の新たなまちづくりの基本方針を定め、これに基づく施策をまとめたまちづくり計画、公共的施設の統合整備および財政計画で構成しています。

計画の期間

この計画の期間は、秋田市総合計画および秋田市総合都市計画の計画期間との調整をはかるため、平成17年(2005年度)から平成27年度(2015年度)までの11年間とし、前期6年(平成17年度～22年度)、後期5年(平成23年度～平成27年度)とします。

主要指標

面積

合併後の市の面積は、905.67km²で県の総面積の7.8%を占めています。

人口

合併後の市の人口は、平成22年をピークとして減少に転じ、計画目標年次の平成27年には、33万7千人程度になると見込まれます。

また、年齢階層別人口とその構成比率は、年少人口および生産年齢人口が減少していく一方で、老年人口は増加していくことが見込まれます。

世帯数

合併後の市の世帯数は、一世帯あたり人数の減少とともに増加することが見込まれ、計画目標年次の平成27年では、世帯数が15万6千世帯程度、一世帯あたりの人数が2.16人程度と推計されます。

まちづくりの目標

「しあわせ実感 緑の健康文化都市」

今日、少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化、長期にわたる経済の低迷、地方分権の進展など、地方自治を取り巻く社会環境は大きく変化し続けています。

こうした中、地方自治体は行政の守備範囲の明確化や選択主義への転換、行財政運営の効率化、さらには市民力の発揮などにより、都市経営能力のさらなる向上をはかり、時代に即応した行政のあり方を確立していく必要があります。また、斬新な発想と地域資源の有効活用により、地域の特性を活かして都市個性を発揮していくことも重要です。

このような状況下で、陸・海・空の交通要所に位置する新市は、秋田県の県都として、そして中核市として、さらに強い力で全県域をリードするとともに、北東アジアの拠点都市として、グローバルな視点でまちづくりを進めていかなければなりません。

これらを踏まえ、新市においては、商工・農林業や芸術文化、福祉、医療、教育、観光サービスなどの広範な分野で力強く地域を牽引する高次集積都市・先進都市をめざします。

さらに、恵まれた自然や風土と調和した緑豊かな住み良い都市環境のもと、すべての市民が生きがいを持ってしあわせに暮らすまちをつくります。そのため、第10次秋田市総合計画の基本理念である「しあわせ実感 緑の健康文化都市」を合併後のまちづくりの目標に掲げ、新市の特性を最大限に活かしつつ、市域全体の均衡ある発展と速やかな一体性の確保、そして市民生活のさらなる向上をはかります。

なお、この計画の推進にあたっては、市民と行政がパートナーとして、お互いの力を出し合いながらよりよい地域づくりを行っていくため、市政推進のさまざまな場面において市民協働を進めることを基本とします。さらに、地域の特性と住民意向に適切に対応した市政運営をはかるとともに、新市の各地域内において基本的な行政サービスを完結できる体制を整えるなど、都市内地域分権を推進していきます。

まちづくりの方向

まちづくりの目標である「しあわせ実感 緑の健康文化都市」達成のため、新市の市政の各分野におけるまちづくりの基本的な方向として、次の将来都市像を設定します。

1. 環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち

恵まれた緑・水・田園といった自然環境や風土・歴史を活かしながら、これら都市を取り巻く環境と調和したバランス良い各種都市基盤の整備につとめるとともに、土地利用の高度化等により県都にふさわしい都市機能の集積を促進します。

そして、緑豊かな住み良い都市空間を創出することにより、市民が快適に暮らす、魅力あるまちをめざします。

2. 豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまち

安定した市民生活の基盤が確保できるよう、地域の特色を活かしつつ各種産業の均衡ある発展と雇用確保につとめるとともに、創業の促進や固有の観光資源の有効活用をはかります。

そして、活力ある地域経済を確立することにより、あらゆる世代が豊かに暮らせ、将来に夢と希望を持てるまちをめざします。

3. 安心して健康に過ごす助け合いのまち

思いやりと助け合いの心を広げ、市民生活の実情に即した社会福祉や保健衛生を充実するとともに、救急・医療体制や消防力、防災体制の強化につとめます。

そして、人にやさしい仕組みづくりにより、すべての人が安心して健康に暮らせるまちをめざします。

4. 可能性を伸ばし生きがいを持てる文化のまち

充実した学習活動や文化活動およびスポーツに親しめるよう、生涯学習の機会と環境を整えます。

そして、郷土の歴史と伝統を誇りに、市民が自ら可能性を伸ばし、常に生きがいのある人生を送れるまちをめざします。

5. 自ら考え主体となって参加する開かれたまち

市民自治意識の醸成や男女共生社会の充実、市民との情報交流の活性化により、市民と行政の新たなパートナーシップの構築をはかるとともに、地方分権に対応した行政能力・機能の強化につとめます。

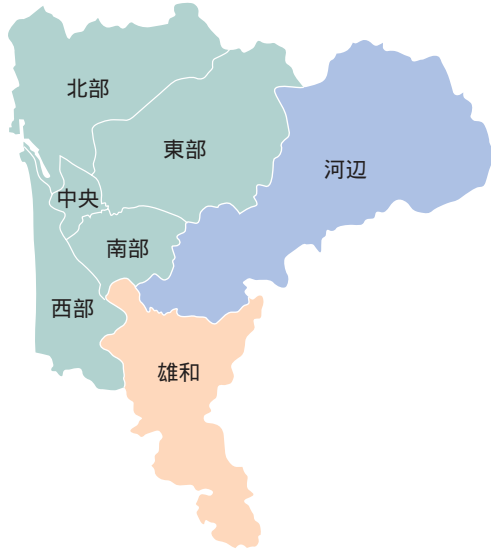
そして、市民自らが郷土の将来を考え、市民が主体となって地域づくりに参加・参画できる開かれたまちをめざします。



地域別振興計画...個性と活気あふれる地域で形づくる魅力ある新市

地域別振興計画の方針

新市は、多様な特性を備えた地域によって構成されることから、第10次秋田市総合計画地域振興計画における地域区分および河辺地域・雄和地域ごとに、地形等の自然条件、交通、都市機能の集積、土地利用状況、日常生活上の交流の範囲等の諸条件を踏まえ、次のとおり地域振興の方針を定めます。



中央地域

人口 78,193人 世帯数 35,504世帯

大町・旭北・旭南・川元・川尻・山王・高陽・保戸野
泉(JR線西側)・千秋・中通・南通・榎山・茨島・八橋

市民のライフスタイルの大きな流れに対応した中心市街地の活性化をはかるため、その再構築を進めるとともに、周辺部では利便性の高い居住環境の整備をはかるなど、新たな秋田市の顔創出をまちづくりの基本とします。



通町の風景

東部地域

人口 66,690人 世帯数 28,753世帯

東通・手形・手形山・泉(JR線東側)・旭川・新藤田
濁川・添川・山内・仁別・広面・柳田・横森・桜・桜ガ丘
桜台・大平台・下北手・太平

秋田駅東口を中心とした高次都市基盤の整備等により都市機能の充実をはかる一方、生活道路や下水道等の整備、河川改修などにより既存住宅地の居住環境を高めます。

また、豊かな自然環境を保全し、これを活かした居住性の高いまちづくりを進めます。



広面近隣公園

西部地域

人口 36,969人 世帯数 13,067世帯

新屋・勝平・浜田・豊岩・下浜

生活基盤や商工業基盤の整備、企業誘致等により地域の活性化をはかるとともに、豊かな自然を活かした良好な居住環境を形成していきます。

また、都心部や隣接地域とのアクセスを整備することにより、地域全体の生活機能の向上をはかります。



秋田公立美術工芸短期大学

南部地域

人口 49,737人 世帯数 17,416世帯

牛島・卸町・大住・仁井田・御野場
御所野・四ツ小屋・上北手・山手台

幹線道路や生活道路、下水道等の整備、河川改修などにより既存住宅地の居住環境を高めます。

また、都心部や隣接地域とのアクセス整備により、地域全体の生活機能の向上をはかります。



御所野学院(中高一貫校)

北部地域

人口 86,457人 世帯数 31,673世帯

寺内・外旭川・土崎・将軍野・港北・飯島・金足
下新城・上新城

地域の拠点地区である土崎地区の都市機能を高めながら、周辺地区を緑豊かな住宅地として生活基盤の整備を進めるとともに、港湾機能や中央地域との良好なアクセス等、地域の利便性を活かしたまちづくりを行います。



秋田港のガントリー・クレーン

河辺地域

人口 10,428人 世帯数 3,119世帯

岩見三内・和田・豊島

恵まれた自然環境や交通の利便性といった地域特性を活かした観光や産業の振興をはかります。

また、基幹産業である農業に関して、生産性の向上や産地間競争時代への対応などをはかるほか、良好な居住環境の創出につとめることなどにより、豊かな自然と生活の利便性を十分に享受できる、安らぎと緑のある快適な地域づくりを進めます。



ふれあい交流館かわべ

雄和地域

人口 7,850人 世帯数 2,002世帯

川添・種平・戸米川・大正寺

秋田空港などの交通結節点や国際教養大学、県立中央公園といった地域資源を最大限に活用したまちづくりを進めます。

また、優良農地の保全や生産基盤の整備による都市近郊型農業振興などを積極的に進めるほか、良好な居住環境の創出につとめることなどにより、豊かな自然や田園と共生した快適で利便性の高い地域づくりを進めます。



秋田空港

まちづくり計画 ... 一体性のパワー。住民と行政がひとつになって

まちづくり計画の骨組み



1

「環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち」づくり

恵まれた緑・水・田園といった自然環境や風土・歴史を活かしながら、県都にふさわしい都市機能の集積を促進します。

- 1 土地利用計画と都市計画の推進
- 2 交通体系の整備
- 3 道路網の整備
- 4 市街地の開発整備
- 5 住宅環境の整備
- 6 上・下水道の整備
- 7 都市緑化の推進
- 8 環境の保全と新エネルギーの活用
- 9 資源循環システムの充実
- 10 高度情報化への対応

3

「安心して健康に過ごす助け合いのまち」づくり

社会福祉や保健衛生を充実し、救急・医療体制や消防力・防災体制の強化につとめます。

- 1 地域福祉の推進
- 2 高齢者保健・福祉の充実
- 3 障害者保健・福祉の充実
- 4 母子保健・児童福祉の充実
- 5 保健体制の充実
- 6 衛生体制の充実
- 7 医療・救急体制の充実
- 8 社会保障の充実
- 9 消防力と防災体制の強化
- 10 安全・安心な暮らしへの支援

4



まちづくりを進めます。

2

「豊かで夢と希望を持って生きる 活力あるまち」づくり

地域の特色を活かした各種産業の発展や雇用の確保、創業の促進、固有の観光資源の有効活用をはかります。

- ① 商業・サービス業の振興
- ② 貿易の振興
- ③ 工業の振興
- ④ 創業の促進と既存中小企業の支援
- ⑤ 雇用および労働福祉対策の推進
- ⑥ 観光・コンベンションの振興
- ⑦ 農林水産業の振興と
市場流通システムの整備



5

「自ら考え主体となって参加する 開かれたまち」づくり

市民自治意識の醸成や男女共生社会の充実、市民との情報交流の活性化により、市民と行政の新たなパートナーシップの構築をはかります。

- ① 市民活動の促進と市民協働の推進
- ② 男女共生社会の充実
- ③ 市民との情報交流の充実
- ④ 姉妹都市等交流・平和活動の推進
- ⑤ 地方分権と地域連携の推進
- ⑥ 行政改革の推進と行政能力の強化

「可能性を伸ばし生きがいを持てる文化のまち」づくり

充実した学習活動や文化・スポーツ活動に親しめるよう、生涯学習の機会と環境を整えます。

- ① 学校教育の充実
- ② 高等教育の充実
- ③ 社会教育の充実
- ④ 生涯スポーツの推進
- ⑤ 市民文化の振興



これまでの取組み

秋田市・河辺町・雄和町は、合併にあたっての課題整理や法定の合併協議会設置に向けた準備を行う任意の合併協議会を平成15年2月に設置し、6月まで3回にわたって協議を行いました。

その結果、地方自治法などに基づく法定の合併協議会の設置について合意し、7月7日に秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を設置しました。この協議会では、1市2町でそれぞれ異なる各種行政制度や事務事業の調整方針などについて協議を行ってきました。



佐竹敬久 秋田市長



大山博美 河辺町長



伊藤憲一 雄和町長



佐々木晃二 秋田市議会議長



藤原 貢 河辺町議会議長



工藤四郎 雄和町議会議長

- 平成14年12月26日 河辺町、雄和町から
秋田市へ合併協議の申し入れ
- 平成15年 2月13日 任意合併協議会設置
- 平成15年 6月 4日 第3回任意合併協議会で法定合併協議会の設置について合意
- 平成15年 7月 5日 市町合併シンポジウム開催
- 平成15年 7月 7日 法定合併協議会(秋田市・河辺町・雄和町合併協議会)設置
- 平成15年 7月10日 第1回法定合併協議会開催
- 平成15年 8月 8日 第2回法定合併協議会開催
- 平成15年 9月29日 第3回法定合併協議会開催
- 平成15年11月 5日 第4回法定合併協議会開催
- 平成15年11月26日 第5回法定合併協議会開催
- 平成15年12月24日 第6回法定合併協議会開催
- 平成16年 1月22日 第7回法定合併協議会開催
- 平成16年 2月23日 第8回法定合併協議会開催
- 平成16年 4月12日 第9回法定合併協議会開催
- 平成16年 4月21日 第10回法定合併協議会開催
- 平成16年 5月17日 第11回法定合併協議会開催
- 平成16年 6月 2日 第12回法定合併協議会開催
- 平成16年 7月12日 合併協定調印



秋田市・河辺町・雄和町合併協議会

法定合併協議会とは...

合併に関するさまざまな取り決めを具体的に話し合う場で、地方自治法および市町村の合併の特例に関する法律に基づき設置されます。設置には、関係する市町村議会の議決が必要です。

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会とは...

秋田市、河辺町および雄和町が設置した法定合併協議会です。1市2町の首長、助役、収入役、議会正副議長、議会が推薦した議会議員、学識経験者の総勢29人の委員で構成されています。

住民負担の現況と調整方針

市町民税や国民健康保険税など住民負担の水準については、各市町で違いがあるため、合併後の適切な負担水準を決定するための協議を行いました。合併後は、河辺・雄和両町の住民負担を秋田市に合わせることを基本としていますが、両町住民の負担が急激に増えることのないよう必要に応じて段階的な対応を予定しています。

住民負担の現況と調整方針

項目		現況			合併後の調整方針
		秋田市	河辺町	雄和町	
個人市町民税	均等割	1市2町とも同じ 3,000円			平成17年度から秋田市の制度に統一します。
	所得割	1市2町とも同じ 3～10%			
法人市町民税	均等割	課税額の範囲(資本などの金額により異なります) 6～360万円 5～300万円 5～300万円			平成19年度まで現行税率のままの不均一課税を実施します。なお、秋田市に事務所などがあり、かつ河辺町または雄和町に事務所などがある法人については、合併時に秋田市の制度に統一します。
	法人税割	14.7%	12.3%	12.3%	
固定資産税		1.6%	1.4%	1.4%	平成20年度まで不均一課税を実施します。河辺町・雄和町の税率は平成17年度まで現行の1.4%、平成18年度～20年度は1.5%、平成21年度から1.6%とします。
入湯税		1市2町とも同じ 1人1日150円(秋田市のみ日帰り75円)			合併時に秋田市の制度に統一します。
事業所税		課税あり	課税なし	課税なし	平成19年度まで河辺町・雄和町で課税免除を実施します。
		資産割:600円/m ² 従業者割:従業者給与総額の0.25%			
国民健康保険税 (医療分)	所得割(応能割)	9.75%	10.0%	8.3%	平成17年度から秋田市の制度に統一します。 なお、平成16年度分までは、課税の特例を設け、両町の条例のとおりとします。
	資産割(応能割)	適用なし	10.0%	30.0%	
	均等割(応益割)	25,260円	21,000円	23,000円	
	平等割(応益割)	34,140円	30,000円	33,000円	
国民健康保険税 (介護分)	所得割(応能割)	1.27%	1.6%	1.2%	平成17年度から秋田市の制度に統一します。 なお、平成16年度分までは、課税の特例を設け、両町の条例のとおりとします。
	資産割(応能割)	適用なし	5.0%	5.0%	
	均等割(応益割)	5,470円	7,000円	7,500円	
	平等割(応益割)	4,560円	4,500円	4,200円	
3歳未満の児童1人あたり保育料月額	(前年の所得税課税額が年額6万円の世帯)	27,750円	10,000円	17,800円	同一階層における秋田市の保育料と河辺町・雄和町それぞれの町の保育料との差額について、平成17年度から毎年25%ずつ、各町の保育料に加算し、平成20年度に秋田市の制度に統一します。
各種証明書等 交付手数料	戸籍謄本・抄本	450円	450円	450円	合併時に秋田市の料金に統一します。
	住民票の写し	300円	200円	200円	
	印鑑登録証明書	300円	200円	200円	
	所得証明書	300円	200円	200円	
第1号被保険者の 介護保険料基準月額		3,824円	4,000円	3,400円	平成17年度から秋田市の制度に統一します。 なお、平成16年度までは不均一賦課とし、両町の条例のとおりとします。
1世帯あたり 水道料金月額 (消費税含む)	(使用量20m ³ 、 口径13mm)	2,730円	3,060円	4,620円	合併後に新市の水道料金を算定し、平成18年度から統一します。なお、合併年度および合併翌年度は不均一料金とし、1市2町の条例のとおりとします。
	(使用量30m ³ 、 口径13mm)	4,725円	4,590円	6,930円	
1世帯あたり 下水道使用料月額 (消費税含む)	(使用量20m ³)	2,971円	2,250円	2,415円	合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から統一します。なお、合併年度および合併翌年度は不均一使用料とし、1市2町の条例のとおりとします。
	(使用量30m ³)	4,872円	3,580円	3,780円	
1世帯あたり農業 集落排水使用料月額 (消費税含む)	(使用量20m ³)	2,971円	2,250円	2,415円	合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から統一します。なお、合併年度および合併翌年度は不均一使用料とし、1市2町の条例のとおりとします。
	(使用量30m ³)	4,872円	3,580円	3,780円	

秋田市の農業集落排水使用料は、平成16年7月の改定後の従量制料金で計算しています。

合併協議会における決定事項

合併協議会における決定事項の内容は以下のとおりとなっており、概ね協議会で決定された順序で掲載しています。

合併の方式

河辺町および雄和町を廃止し、
その区域を
秋田市へ編入します。

新市の名称

合併後の市の名称は、
「秋田市」
とします。

新市の事務所

合併後の市の事務所の位置は、
「秋田市山王一丁目1番1号」
(現在の秋田市役所の位置)
とします。

合併の期日

平成17年
1月11日
とします。

合併協定項目調整の 基本方針

- ・原則として、秋田市の制度に統一します。
- ・制度の統一は、合併年度又は合併翌年度までに行うことを原則とします。
- ・制度の統一にあたっては、住民生活に急激な変化をきたすことのないように配慮します。
- ・河辺町又は雄和町独自の制度については、従来からの経緯や実情に配慮して調整します。
- ・これまでの河辺町および雄和町における住民との公約ならびに国および県その他の行政関係機関との協定事項については、原則として引き継ぐものとします。
- ・単に事務・事業をすり合わせるだけでなく、この機会に、費用対効果や効率性、受益と負担の適正化といった観点から見直しにつとめるものとします。

組織および機構

- ・現在の河辺町役場および雄和町役場は、出先機関とします。
- ・出先機関の組織は、合併時の特殊事情を踏まえて、住民生活に急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しをはかっていきます。また、住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合します。
- ・審議会など附属機関は、各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ、必要な措置を行います。

条例、規則等の取扱い

- ・秋田市の条例、規則等を適用します。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて必要な改正などを行うものとします。

電算システムの取扱い

- ・電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合をはかります。統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に稼働できるよう調整します。

一般職の職員の取扱い

- ・河辺町および雄和町の定数内の職員は、すべて秋田市の職員として引き継ぐものとします。
- ・職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、詳しくは1市2町の長が別に協議して定めます。

地方税の取扱い

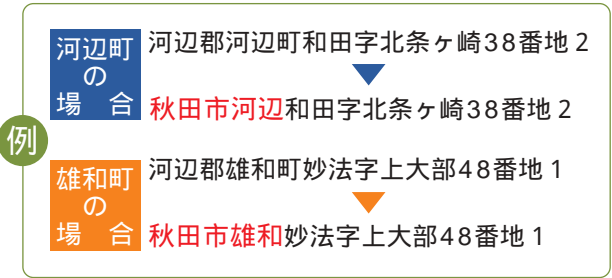
- ・地方税および関連制度については、秋田市の制度に統一します。ただし、1市2町において税率等の異なる制度については、14ページの表のとおり取り扱うものとします。

都市計画の取扱い

- ・都市計画の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、都市計画区域区分については、合併時は現行のとおりとし、合併後の新市において検討します。

町(字)の区域および名称の取扱い

- ・秋田市の区域内の町(字)の区域および名称は、現行どおりとします。
- ・河辺町および雄和町の区域内の町(字)の区域は、現行どおりとし、名称は、秋田市河辺、秋田市雄和のあとに現行の町(字)の名称を続けて表示します。



慣行の取扱い

- ・慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、両町の木、花と河辺町の鳥は、それぞれの地域において継承していくものとします。



秋田市の市章

昭和3年6月の制定。的に「矢留」の形と、秋田市の「田」の字をあらわしています。「矢留」とは旧秋田藩主佐竹氏の居城「久保田城」の別名。



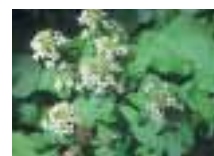
秋田市の木「けやき」



秋田市の花「さつき」



河辺町の木「ミズナラ」



河辺町の花「ワサビ」



河辺町の鳥「キセキレイ」



雄和町の木「柿」



雄和町の花「つつじ」

表彰者関係...

秋田市の制度に統一し、両町の功労者は、秋田市の功労者として待遇します。また、名誉町民は、秋田市に引き継いで顕彰します。

男女共生事業の取扱い

- ・男女共生事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。

姉妹都市等交流事業の取扱い

- ・姉妹都市等交流事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、雄和町の姉妹都市である米国ミネソタ州セント・クラウド市については、新市においても交流を継続します。



米国ミネソタ州との姉妹都市交流



友好都市蘭州市との交流

広報、広聴事業の取扱い

- ・広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。



広報雄和
毎月1日発行。A4判。20ページを基本に増減あり。2,700部作成。全戸配布。



広報かわべ
毎月1日発行。A4判。ページ数は不定。3,500部作成。全戸配布。



広報あきた
毎月第2・第4金曜日発行。A4判。20ページを基本に増減あり。129,500部作成。全戸配布。

財産の取扱い

- ・合併時の河辺町・雄和町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとします。ただし、河辺町および雄和町の財産区については、合併までに、両町と財産区（管理組合等）において協定を締結し、地方自治法の規定に基づき財産区を廃止します。また、廃止後の財産区有財産は協定に従い、町有財産として秋田市に引き継ぐものとします。



河辺町役場



雄和町役場

- * 財産区...市町村の一部の地区で独自に持っている土地や施設などを管理している団体。河辺町に岩見三内財産区、和田財産区、雄和町に大正寺財産区があります。

国民健康保険事業の取扱い

- ・国民健康保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、1市2町において税率等および葬祭費の給付額の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとします。

- (1) 国民健康保険税の賦課については、平成16年度分までに限り、1市2町それぞれの条例の例によります。(14ページ参照)
- (2) 葬祭費の給付額については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例によります。

交通安全事業の取扱い

- ・交通安全事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。



新入生の交通安全指導

住民サービス窓口業務の取扱い

- ・住民サービス窓口業務については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、夜間、休日等における戸籍届出・受付事務および火葬許可の取扱いについては、合併後も現行の各市町の制度をそれぞれ継続します。また、雄和町が行っている霊柩車の運行については、平成17年度末で廃止します。



秋田市役所



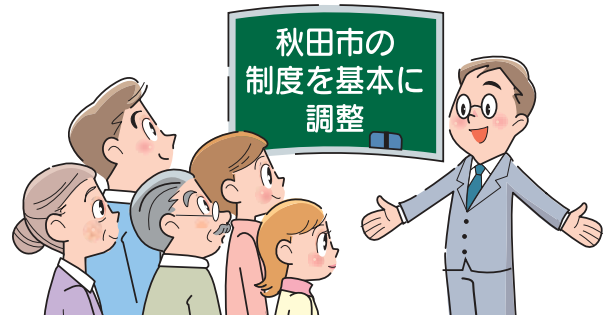
住民票、印鑑証明の自動交付機(秋田市)



河辺町役場



雄和町役場



主な住民サービス窓口業務の取扱い

項目	現況			合併後の調整方針
	秋田市	河辺町	雄和町	
消費生活相談	消費生活についての相談、苦情の処理を行っています。	県の生活センターを紹介しています。	消費生活についての相談、苦情の処理を行っています。	合併時に秋田市の制度に統一します。
火葬場	あり。火葬炉は7基(うち小型炉1基)	なし	あり。火葬炉は1基	合併時に秋田市の制度に統一します。
墓地	墓地の設置数 平和公園 5,277基 南西墓地 556基	墓地の設置数 河辺町立墓地 594基 菅森墓地 40基	なし	合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、菅森墓地は、合併時までには地元で払い下げます。
霊柩車	未実施	自宅から斎場までの霊柩車を使用した費用のうち35,000円を限度に補助金を交付しています。	町民は無償で使用できます。	河辺町の制度は平成16年度末で、雄和町の制度は平成17年度末で廃止します。
戸籍届出・受付	夜間、土日・祝日は守衛が戸籍届出書を受領します。	夜間は戸籍届出用ポストで受けて、土日・祝日は日直が受領します。	夜間の届出は、ポストで受けて、土日・祝日は日直が受領します。	合併後も現行どおりとします。
住民票の交付	請求に基づき、住民票の写しを交付します。 ・住民票は世帯票	請求に基づき、住民票の写しを交付します。 ・住民票は個人票	請求に基づき、住民票の写しを交付します。 ・住民票は個人票	合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場においても取り扱います。

協議会で調整した住民サービス窓口業務は、このほかに40項目あります。

住民自治関係事業の取扱い

- ・住民自治関係事業については、合併時又は合併年度の翌年度から秋田市の制度に統一します。ただし、2町のコミュニティセンター類似施設の管理は現行どおりとします。



ふれあい交流館かわべ(河辺町)



市民ミーティング(秋田市)

一部事務組合等の取扱い

- ・河辺雄和地区消防一部事務組合は合併の日の前日をもって解散し、事務および財産はすべて秋田市に引き継ぐものとします。
- ・一部事務組合の定数内の職員は、すべて秋田市の消防職員として引き継ぐものとします。
- ・職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、一般職の職員の取扱いに準ずるものとします。

使用料、手数料等の取扱い

- ・使用料、手数料等については、原則として秋田市の制度に統一します。ただし、一部の使用料、手数料等については、経過措置を講ずるものとします。
(使用料、手数料のうち、主なものの取扱いについては、14ページの表に記載しています。)

保育所関係の取扱い

項目	現況		
	秋田市	河辺町	雄和町
保育所数	公立10か所 私立28か所	公立3か所	公立3か所
定員	3,190人	300人	215人
入所時期	生後8週から	生後8週から	生後6か月から
保育時間	公立7:15～18:15 私立7:00～18:00	7:30～18:30	7:00～18:00
延長保育	公立18:15～19:15 私立18:00～19:00 有料	7:00～7:30 18:30～19:00 無料	18:00～19:00 有料
一時保育	有料	未実施	有料
保育料 (3歳未満の1人あたり 前年の所得税額が年 額6万円の世帯)	27,750円(月額)	10,000円(月額)	17,800円(月額)

議会議員の任期および定数の取扱い

- ・河辺町および雄和町の議会議員は、合併時に失職します。
- ・合併後に、地方自治法の規定に基づき、秋田市議会議員の定数を定める条例を改正し、議会議員の定数を46人とします。その際、公職選挙法施行令の規定により合併前の秋田市、河辺町および雄和町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、これらの選挙区の議会議員の定数を合併前の秋田市の区域の選挙区42人、合併前の河辺町の区域の選挙区2人、合併前の雄和町の区域の選挙区2人とし、合併前の河辺町および雄和町の区域の選挙区で増員選挙を行います。
- ・増員選挙で選出された議会議員の任期は、公職選挙法の規定により、合併前の秋田市の議会議員の任期である平成19年5月1日までとします。

防災等関係事業の取扱い

- ・防災等関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。



バケツリレー

合併後の調整方針

—
—
合併時に秋田市の制度に統一します。
合併時に秋田市の制度に統一します。
合併時に秋田市の制度に統一します。
合併時に秋田市の制度に統一します。
両町との保育料の差額について、平成17年度から毎年25%ずつ両町の保育料に加算し、平成20年度に秋田市の制度に統一します。

消防事業の取扱い

- 消防事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一します。なお、河辺町および雄和町の消防団は合併時に秋田市消防団に統合します。



消防団

障害者福祉、老人・福祉医療事業の取扱い

- 障害者福祉、老人・福祉医療事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、乳幼児医療費助成事業については、河辺町および雄和町の合併前の受給者に限り、平成17年8月1日に秋田市の制度に統一します。



全国障害者市民フォーラム秋田大会

児童福祉等事業の取扱い

- 児童福祉等事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については、廃止します。



高齢者とのふれあい



保育所のお散歩

高齢者福祉事業の取扱い

- 高齢者福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については、廃止します。



老人クラブのみなさん



高齢者のいきがい活動

介護保険事業の取扱い

- 介護保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、介護保険料は、平成16年度分までに限り不均一賦課するものとし、平成17年度に新たな保険料を設定するため、第2期介護保険事業計画の見直しを行います。

介護保険料の取扱い

項目	現 況		
	秋田市	河辺町	雄和町
所得段階	5段階	5段階	6段階
納期	12期	6期	6期
保険料基準額	3,824円	4,000円	3,400円



合併後の調整方針

平成16年度分までは現行どおりとし、平成17年度は新たな保険料を設定します。

生活保護関連事業の取扱い

- 生活保護関連事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、河辺町および雄和町に係る生活保護業務については、合併時に県から引き継ぎ秋田市が実施します。

その他の福祉事業の取扱い

- その他の福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、河辺町の総合福祉交流センターの管理運営については、現行どおりとします。



河辺町総合福祉交流センター

補助金等の取扱い

- 補助金等については、秋田市の制度に統一します。ただし、一部の補助金等については、当該制度の目的を勘案して調整します。

保健、衛生事業の取扱い

- 保健、衛生事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については、廃止します。



健康診断

環境保全事業の取扱い

- 環境保全事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、環境モニタリング調査は、合併翌年度から統一します。



環境貯金箱（秋田市）

ごみ処理事業の取扱い

- ごみ処理事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、ごみの収集方法は、合併翌年度から統一します。また、一般廃棄物収集運搬業の許可区域は、許可期限まで現行どおりとします。



秋田市総合環境センター

し尿処理事業の取扱い

- し尿処理事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、河辺町の合併処理浄化槽設置整備事業については、当分の間現行どおりとします。また、一般廃棄物（し尿）収集運搬業の許可区域および浄化槽清掃業の許可区域は、許可期限まで現行どおりとします。

商工観光関係事業の取扱い

- 商工観光関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとします。



竿燈まつり(秋田市)



土崎港曳山まつり(秋田市)



清流まつり(河辺町)



冬まつり(河辺町)



大正寺おけさ(雄和町)



糠塚 華の里・ダリア園(雄和町)

中小企業への各種融資制度

項目	現況		
	秋田市	河辺町	雄和町
名称	一般事業資金、創業資金、設備近代化資金など10種類	河辺町 中・小企業融資あつせん	雄和町 中・小企業振興資金
限度額	750万円～5億円	1千万円	700万円
年利	2.2%～2.9% (一部利子補給)	2.2%	2.2%
返済	7年～15年以内	7年以内	7年以内



合併後の調整方針

合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、合併前に融資済みの案件については、現行の取扱いを継続します。

農林水産関係事業の取扱い

- ・農林水産関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については、現行どおりとするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとしします。



農畜産直売所(秋田市)



まごころランド(河辺町)



小学校の農業体験(秋田市)



イワナの放流(河辺町)



大豆の収穫(河辺町)

建設関係事業の取扱い

- ・建設関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、除排雪対策事業については、平成17年度から秋田市の制度に統一します。なお、各事業の実施にあたっては、地域的な均衡や必要性を勘案するものとしします。



除雪作業(秋田市)



道路交通網の整備

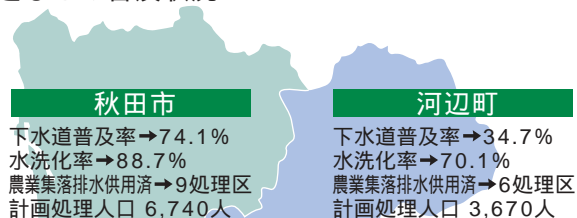
除排雪事業の現況

秋田市	河辺町	雄和町
作業対象		
主要道路 327km 生活道路 969km 歩道 221km 凍結抑制剤散布延長 31km 広域農道 8.5km 県道振替路線 5.0km	主要道路 146km 生活道路 5.2km 凍結抑制剤散布延長 21.5km 県道の歩道(県からの受託)	幹線道路 39km 生活道路 104km 歩道 4.8km 融雪剤散布 3.7km 農道も実施
主要道路の除雪		
原則、早朝除雪		バス路線は午前5時30分までに完了
生活道路の除雪		
パトロールや情報をもとに、地域の道路状況に応じて実施	幹線道路と併せて実施	
間口除雪		
除雪により生じた玄関先や車庫前の雪かきは、各家庭が行うよう指導している。高齢者や障害者だけの世帯を対象に、市が実施する。	除雪により生じた玄関先や車庫前の雪かきは、各家庭が行うよう指導している。	

水道事業の取扱い

- ・水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一し、雄和町の上水道、河辺町および雄和町の簡易水道事業は秋田市が引き継ぎます。ただし、両町の簡易水道事業は、合併日をもって地方公営企業法を適用します。
- ・雄和町の小規模水道は、雄和町の制度を秋田市が引き継ぎます。
- ・水道料金については、合併後に新市の料金を算定し、平成18年度から新水道料金に統一します。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとします。

下水道などの普及状況



$$\text{下水道普及率} = \frac{\text{下水道を利用できる地域の人口}}{\text{人口}}$$

$$\text{水洗化率} = \frac{\text{下水道を使用している人口}}{\text{下水道を利用できる地域の人口}}$$

普及率、水洗化率は平成15年3月31日現在の数値です。

下水道事業の取扱い

- ・下水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。

(1) 下水道事業

- ①下水道使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一します。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとします。
- ②下水道受益者負担金および分担金については、平成18年度から秋田市の負担金の額および分担金の額に統一します。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとします。

(2) 農業集落排水事業

- ①農業集落排水使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一します。なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとします。
- ②農業集落排水受益者分担金については、平成17年度から秋田市の制度に統一し、合併年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとします。ただし、雄和町の種平地区については、現行どおりとします。



八橋下水道終末処理場(秋田市)

また、2町の受益者分担金の限度額については、当分の間現行どおりとします。

下水道使用料などの現況

項目	現況			
	秋田市	河辺町	雄和町	
下水道	使用料 1世帯あたりの使用料月額	20m使用した場合 2,971円 30m使用した場合 4,872円	20m使用した場合 2,250円 30m使用した場合 3,580円	20m使用した場合 2,415円 30m使用した場合 3,780円
	受益者負担金 負担額	土地の面積 1mあたり 335円	土地の面積 1mあたり 340円	1戸あたり 170,000円
	納付方法	3年(36回以内)の分割 または一括納付	5年(20回)の分割または一括納付	
農業集落排水	使用料 1世帯あたりの使用料月額	20m使用した場合 2,971円 30m使用した場合 4,872円	20m使用した場合 2,250円 30m使用した場合 3,580円	20m使用した場合 2,415円 30m使用した場合 3,780円
	受益者分担金 算定方法	(事業費 × 5%) ÷ 受益者数	(事業費 - 補助金) × 10% ÷ 受益者数	【事業費 - (補助金 + 起債)】 ÷ 受益者数
	納付方法	各年度の事業費に対し、 当該年度末に一括納付	事業完了翌年度から5年(20回)の分割または一括納付	

合併後の調整方針

- 合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一します。
- 平成18年度から秋田市の制度に統一します。
- 合併時に秋田市の制度に統一します。
- 合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一します。
- 平成17年度から秋田市の制度に統一します。ただし、雄和町の種平地区は現行どおりとします。2町の限度額については、当分の間現行どおりとします。

秋田市の農業集落排水使用料は、平成16年7月の改定後の従量制料金で計算しています。

都市整備、交通関係事業の取扱い

- ・都市整備、交通関係事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については、現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとします。



秋田拠点センター アルヴェ (秋田市)



新交通システム(雄和町)

学校教育事業の取扱い

- ・学校教育事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとします。



ALTによる英語教育



中学校の授業風景

公共的団体等の取扱い

- ・公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整につとめるものとします。
 - (1) 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整につとめます。
 - (2) 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整につとめます。
 - (3) 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとします。
 - (4) 町村であることにより加入・設立した団体は、合併時までには脱会又は廃止します。
 - (5) 各市町の事業推進を目的に設立された団体について、新市において該当事業の実施予定がない場合は、合併時までには廃止します。
 - (6) 国・県等との調整の必要があり、関係市町内で完結しない団体は、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整につとめます。調整は原則として上記(1)から(5)までの例により行います。

社会教育事業の取扱い

- ・社会教育事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとします。



自然学習体験講座(秋田市)



ドライフラワーアレンジメント教室(秋田市)

文化・体育振興事業の取扱い

- 文化・体育振興事業については、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、一部の事務事業については廃止します。



全市一斉スポーツレクリエーション(秋田市)



ウォーキング(河辺町)



県指定史跡 豊島館城跡(河辺町)



町指定無形文化財 女米木ばやし(雄和町)

農業委員会の委員の任期および定数の取扱い

- 河辺町農業委員会および雄和町農業委員会を秋田市農業委員会に統合します。ただし、合併前の河辺町および雄和町の選挙による委員については、市町村の合併に関する法律の規定を適用し、平成17年7月19日まで在任するものとしします。

その他事業の取扱い

- その他事業については、原則、合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、選挙関係事業のうち、期日前投票(不在者投票含む)の管理、執行については、経過措置として、河辺町岩見三内支所と雄和町大正寺支所の終了時刻を午後5時とします。また、投票事務については、河辺町および雄和町の各投票所を、すべて秋田市の投票所として引き継ぎ、開票所となる秋田市立体育館までの投票箱の送致時間を考慮し、投票終了時刻を午後7時とします。このほか、一部の事業については現行どおりとするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとしします。



新成人による模擬投票

地域審議会の設置

- 地域審議会については、合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開をはかるため、次のとおり設置するものとします。

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の河辺町および雄和町の区域ごとに地域審議회를置く。

(名称および所管区域)

第2条 地域審議会の名称および所管する区域(以下「所管区域」という。)は、次のとおりとする。

名 称	所 管 区 域
河辺地域審議会	合併前の河辺町の区域
雄和地域審議会	合併前の雄和町の区域

(設置期間)

第3条 地域審議会は、市町合併後速やかに設置することとし、設置期間は、平成27年3月31日までの概ね10年間とする。

(所掌事務)

第4条 地域審議会は、それぞれの所管区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べる。

- (1) 緑あふれる新県都プランの執行状況に関する事項
- (2) 緑あふれる新県都プランの変更に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成および変更に関する事項
- (4) 主要事業の推進に関する要望事項
- (5) 合併特例債を財源とした地域振興のための基金の活用に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 地域審議会は、それぞれの所管区域に関し必要と認める次の事項について審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 緑あふれる新県都プランの執行状況に関する事項
- (2) 公共施設の設置および管理運営に関する事項
- (3) 予算編成および予算執行等に関する要望事項
- (4) 地域住民からの要望、地域独自の事務事業および地域に特に利害関係のある事務事業に関する事項
- (5) その他地域審議会が必要と認める事項

3 市長は、前2項の規定により地域審議会から意見が述べられた場合は、その意見を尊重するものとする。

(委員の定数、選任方法および構成)

第5条 地域審議会の委員の数は、20人以内とする。

2 委員は、所管区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、市長が均衡を失しないように選任する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 地域の行政運営に関し優れた識見を有する者
- (4) 公募により選任された者

(委員の任期および失職)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げないものとする。
- 3 委員は、所管区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長および副会長)

第7条 地域審議会に会長および副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長の職務を行う。

(会議)

第8条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、毎年度4回、定例の会議を招集するものとする。
- 3 会長は、委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して請求があったときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出その他の協力を求めることができる。

(委員の報酬および費用弁償)

第9条 委員の報酬および費用弁償については、秋田市報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例(昭和22年秋田市条例第4号)の例による。

(庶務)

第10条 地域審議会の庶務は、合併前の河辺町および雄和町の区域の振興を担当する部局において処理する。

(委任)

第11条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この協議は、平成17年1月11日から施行する。

(検討)

2 市長は、地域審議会の委員の任期に合わせて2年ごとに、地域審議会の機能、構成等について総合的な見直し・検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、地域審議会に代わる新たな制度の導入を含む所要の措置を講ずるものとする。



緑 あ ふ れ る **新** 県 都 づ く り

お問い合わせ
秋田市・河辺町・雄和町合併協議会
TEL866-2796・FAX866-2795
<http://www.aky-gappei.jp/>
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
平成16年7月発行